

共済事業向けの総合的な監督指針 新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>II 共済事業監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-2 早期警戒制度</p> <p><u>組合は、共済契約者等の信認を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる場合には、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められている。所管行政庁としても、それを補完する役割を果たすものとして、組合の経営の健全性を確保するため、「共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という客観的な基準を用い、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組を促していく必要がある。</u></p> <p>このため、以下に掲げる収益性、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>なお、「早期是正措置」に関する基準は、<u>共済契約者等への十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における健全性の基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、経済動向等も見極めつつ、平成25年3月期末決算から適用することを基本としている。</u></p> <p>このため、「早期是正措置」に関する基準を定める以前においても、この基準が定められた以後の組合の経営の健全性確保も視野に入れ、組合の出資金及び法定準備金等の積み増しを促していくものとする。</p> <p>II-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢</p> <p>II-2-8-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 関連部門との連携</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 共済契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。</p> <p><u>また、平成22年4月に施行される保険法（平成20年法律第56号）においては、介入権、被共済者による解除請求、危険の増減、共済掛金の未経過期間に対応した合理的かつ適切な金額の返還など共済契約に係る規定が設けられており、当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。</u></p> <p>⑪ (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p>II 共済事業監督上の評価項目</p> <p>II-2 財務の健全性</p> <p>II-2-2 早期警戒制度</p> <p><u>組合の経営の健全性を確保していくための手法として、所管行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができる」とされているところである。当該基準は、平成20年4月に施行された改正生協法において新たに定められたものであり、厚生労働大臣が定める当該基準は、改正生協法において定められた諸準備金の積立て開始時期を考慮して定める予定としている。</u></p> <p><u>それまでの間、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組がなされる必要がある。</u></p> <p>このため、以下に掲げる収益性、市場リスク、流動性リスクに着目した行政上の予防的・総合的な措置（早期警戒制度）を講ずることにより、組合の早め早めの経営改善を促していくものとする。</p> <p>なお、<u>厚生労働大臣が支払能力の充実に関する基準を定める際には、あわせて当該基準に基づく「早期是正措置」に関する基準も定める予定としている。</u></p> <p>このため、「早期是正措置」に関する基準を定める以前においても、この基準が定められた以後の組合の経営の健全性確保も視野に入れ、組合の出資金及び法定準備金等の積み増しを促していくものとする。</p> <p>II-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢</p> <p>II-2-8-2 主な着眼点</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 関連部門との連携</p> <p>①～⑨ (略)</p> <p>⑩ 共済契約の内容に影響を与える法令等の改正履歴及び改正予定について、遺漏なく把握すべく態勢を整備しているか。</p> <p>(新設)</p> <p>⑪ (略)</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

改正後	現行
<p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 共済募集態勢</p> <p>II-3-2-1 適正な共済募集態勢の確立</p> <p>(1) 生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第1号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるに当たっては、重要な事項のうち利用者が共済商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p>(注) <u>危険増加によって共済掛金を増額しても共済契約が継続できない（共済期間の途中で終了する）場合がある旨の共済約款等の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</u></p> <p>(エ)～(ク) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(9) 告知事項・告知書</p> <p>① <u>平成22年4月に施行される保険法において、告知義務が自発的申告義務から質問応答義務となったことの趣旨を踏まえ、共済契約者等に求める告知事項は、共済契約者等が告知すべき具体的内容を明確に理解し告知できるものとなっているか。例えば、「その他、健康状態や病歴など告知すべき事項はないか。」といったような告知すべき具体的内容を共済契約者等の判断に委ねるようなものとなっていないか。</u></p> <p>② <u>告知書の様式は、共済契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にしたものとなっているか。</u></p> <p>(10) 保険法対応</p> <p><u>平成22年4月に施行される保険法については、共済契約に係る規定が設けられており、組合の役職員が当該規定に適切に対応できる態勢を整備しているか。</u></p> <p>(11) その他</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 支払能力の充実の状況に関する基準</p> <p>生協法第50条の5により、所管行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができるかとされているところである。組合によっては、これまで「ソルベンシー・マージン比率」という用語を用いてこれを算出し公表してきた経過があるが、<u>組合は、生命共済・損害共済を兼営している点で保険会社とは財務内容が異なっていることから、保険会社が算出する「ソルベンシー・マージン比率」と単純に比較することは利用者に誤解を与えるおそれがあり適当ではない。このため、今後、法に基づき算出された数値を組合が独自に公表・活用するに当たっては、次の点を指導するものとする。</u></p>	<p>II-3 業務の適切性</p> <p>II-3-2 共済募集態勢</p> <p>II-3-2-1 適正な共済募集態勢の確立</p> <p>(1) 生協法第12条の2第3項において準用する保険業法第300条第1項第1号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 重要な事項を告げるに当たっては、重要な事項のうち利用者が共済商品の内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）と利用者に対して注意喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「注意喚起情報」の項目</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p>(新設)</p> <p>(エ)～(ク) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) その他</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 支払能力の充実の状況に関する基準</p> <p>生協法第50条の5により、所管行政庁は支払能力の充実の状況に関する基準を定めることができるかとされているところである。<u>当該規定は、平成20年4月に施行された改正生協法において新たに定められたものであり、厚生労働大臣が定める当該基準は、改正生協法において定められた諸準備金の積立で開始時期を考慮して定める予定としている。組合によっては、これまで「ソルベンシー・マージン比率」という用語を用いてこれを算出し公表してきた経過があるが、今後、支払能力の充実に関して、組合が独自に算出した数値を公表・活用するに当たっては、次の点を指導するものとする。</u></p>

改正後	現行
<p>とする。 ア ディスクロージャー誌等においては「支払余力比率」との用語を使用するとともに、当該数値が保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できない旨の脚注を記載すること。</p>	<p>ア ディスクロージャー誌等においては「支払余力比率」との用語を使用するとともに、当該数値が<u>生協法に基づき算出された数値ではなく組合が独自に算出した数値である旨及び保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較できない旨の脚注を記載すること。</u></p>
<p>イ～ウ (略) <u>④ 共済契約の締結の申込みがあつたにもかかわらず、締結しないこととする場合は、可能な限り合理的な理由を説明するなど、利用者の理解が得られるよう努めているか。</u></p>	<p>イ～ウ (略) (新設)</p>
<p>Ⅱ-3-6 利用者の保護等 Ⅱ-3-6-2 共済金等支払管理態勢</p>	<p>Ⅱ-3-6 利用者の保護等 Ⅱ-3-6-2 共済金等支払管理態勢</p>
<p>(1) (略) (2) 主な着眼点</p>	<p>(1) (略) (2) 主な着眼点</p>
<p>① (略) ② 共済金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割 ア～イ (略) ウ 共済金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類・支払査定基準等の支払事務に係る手続・書式について、見直し・改善するよう適切な方策を講じているか。</p>	<p>① (略) ② 共済金等支払管理に関与する管理者の認識及び役割 ア～イ (略) ウ 共済金等支払管理者は、支払管理に係る規程・マニュアル・帳票類等の支払事務に係る手続・書式について、見直し・改善するよう適切な方策を講じているか。</p>
<p>③～④ (略) ⑤ 支払管理部門における態勢整備 ア～ウ (略) エ 共済金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った迅速かつ適切な共済金等請求手続の説明、共済金等請求書類の交付、損害調査、事実の確認や利用者対応等が行われるような態勢が整備されているか。 <u>特に、損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。</u></p>	<p>③～④ (略) ⑤ 支払管理部門における態勢整備 ア～ウ (略) エ 共済金等の支払事由が発生した場合には、利用者保護、利用者利便の視点に立った適切な損害調査、事実の確認や利用者対応等が行われるような態勢が整備されているか。 (新設)</p>
<p>オ～キ (略) ク 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。 (ア)～(イ) (略)</p>	<p>オ～キ (略) ク 支払査定時においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。 (ア)～(イ) (略)</p>
<p><u>(ウ) 支払査定基準や支払事務に係る手続等を規定したマニュアル・規程等に基づいて、適切な支払査定が行われる態勢となっているか。</u> <u>(エ) 示談交渉サービスを行う場合には、共済契約者保護のみならず被害者保護にも留意し、特に交渉相手が個人である場合には、相手方の主張をよく聞くとともに、丁寧かつ分かりやすい説明を行う等、十分に配慮して交渉を行うような態勢となっているか。</u></p>	<p>(新設) (新設)</p>
<p>(オ)～(コ) (略) (サ) 支払管理部門は、共済金等の支払い漏れが無く迅速な共済金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、支払査定に際して確認を</p>	<p>(ウ)～(ク) (略) (ケ) 支払管理部門は、共済金等の支払い漏れが無く迅速な共済金等の支払いが行われるよう、適切に進捗管理を行っているか。また、<u>支払いに至るまでの所要</u></p>

改正後	現行
<p>要する事項に関する調査を適切かつ遅滞なく行う等、共済金受取人等から請求を受けてから支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）に至るまでの所要日数の短縮を図るための方策を講じているか。</p> <p>(シ) 支払管理部門は、共済金等を請求した共済金受取人等に対して、支払い（支払わないこととなる場合にはその旨の通知）までに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払いの目途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。</p> <p>ケ 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>例えば支払査定基準に基づき共済金等の算定を行っている場合に支払査定基準の内容に則して説明する等、利用者等の問い合わせに応じて共済金等の算定根拠を丁寧かつ分かりやすく説明しているか。また、算定根拠が明確なものとなっているか。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>(オ) <u>共済金を被共済者や損害賠償請求権者等ではなく修理業者や医療機関等に直接支払うこととしたが、組合の支払査定額と当該修理業者や医療機関等の請求額との間に差がある場合において、被共済者や損害賠償請求権者等の保護のために必要がある場合には、被共済者や損害賠償請求権者等にその事実を説明しているか。</u></p> <p>(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>共済金を被共済者や損害賠償請求権者等ではなく、物損に対して修理を行った事業者や、傷害に対して治療を行った医療機関等に直接支払う場合、これらの者からの照会や苦情に対しても、適切な対応に努めているか。</u></p> <p>コ～サ (略)</p> <p>シ <u>共済約款等に定めた重大事由による解除を行う場合には、当該重大事由を知り、又は知り得るに至った後は、合理的な期間内に共済契約者に通知が行われるような態勢が支払管理部門又は関連部門において整備されているか。</u></p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>日数の短縮を図るための方策を講じているか。</p> <p>(コ) 支払管理部門は、共済金等を請求した共済金受取人等に対して、支払いまでに時間を要する場合には、日数を要する理由、支払いの目途等について分かりやすく説明するなどの方策を講じているか。</p> <p>ケ 支払査定後においては、以下の点に留意した態勢が整備されているか。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>コ～サ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>(3) (略)</p>
<p>II-3-11 危機管理体制</p> <p>II-3-11-1 意義</p> <p>近年、組合が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など組合を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う組合においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より業務継続体制を構築し、危機管理マニュアル及び業務継続計画の策定等を行っておくことが必要である。</p> <p>なお、風評リスク等に係る危機管理については、組合の資金繰りや社会に対して特に大き</p>	<p>II-3-11 危機管理体制</p> <p>II-3-11-1 意義</p> <p>近年、組合が抱えるリスクは多様化・複雑化しており、情報化の進展など組合を取り巻く経営環境の変化も相俟って、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。安全・安心や多様なリスク管理のニーズに応える役割を担う組合においては、危機発生時における初期対応や情報発信等の対応が極めて重要であることから、平時より危機管理体制を構築しておくことが必要である。</p> <p>なお、風評リスク等に係る危機管理については、組合の資金繰りや社会に対して特に大き</p>

改正後	現行
<p>な影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。 (注) (略)</p> <p>II-3-11-2 平時における対応</p> <p>(1) 対応</p> <p>危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイトモニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は組合に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、組合における危機管理体制に重大な問題がないか検証する。<u>また、業務継続計画についても、ヒアリングを通じて、その適切性を検証する。その際、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。</p> <p>(参考) 想定される危機の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等） ・ テロ・戦争 ・ 事故（大規模停電、コンピュータ事故等） ・ 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等） ・ 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等） ・ 事業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等） ・ 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等） ・ 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等） <p>③～④ (略)</p> <p>⑤ <u>業務継続計画においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、共済契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか。</u></p> <p>例えば、</p> <p><u>ア 災害等に備えたコンピューターシステム、利用者データ等の安全対策（紙情報の電子化、電子化されたデータファイルやプログラムのバックアップ等）は講じられているか。</u></p> <p><u>イ これらのバックアップ体制は、地理的集中を避けているか。</u></p> <p><u>ウ 共済契約に基づく共済金等の適切な支払など共済契約者等の保護の観点から重要な業務を、暫定的な手段（バックアップデータに基づく手作業等）で対応する準備が整っているか。</u></p> <p><u>エ 業務継続計画の策定及び重要な見直しを行うに当たっては、理事会による承認を受けているか。また、業務継続体制が、内部監査、外部監査など独立した主体による検証を受けているか。</u></p> <p>⑥～⑦ (略)</p>	<p>な影響を与える可能性があることから、別途監督上の留意点を定めることとする。 (注) (略)</p> <p>II-3-11-2 平時における対応</p> <p>(1) 対応</p> <p>危機管理は平時における未然防止に向けた取組みが重要との認識の下、早期警戒制度等のオフサイトモニタリングや不祥事件等届出書のヒアリングを行う中で、又は組合に関する苦情・情報提供等を受けた場合などにおいて、組合における危機管理体制に重大な問題がないか検証することとし、特に以下の点に留意する。</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 危機管理マニュアルを策定しているか。また、危機管理マニュアルは、自らの業務の実態やリスク管理の状況等に応じ、不断の見直しが行われているか。なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、客観的な水準が判定されるものを根拠として設計されていることが望ましい。</p> <p>(参考) 想定される危機の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等） <p>(新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故（大規模停電、コンピュータ事故等） ・ 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等） ・ 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、役職員の誘拐等） ・ 事業上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等） ・ 人事上のトラブル（役職員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等） ・ 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等） <p>③～④ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>

改正後	現行
<p>II-4 その他</p> <p>II-4-1 組合の共済事業に係る事務の外部委託</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① 利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 損害調査を委託する場合に、外部委託先において、利用者保護、利用者利便の視点に立った適切な損害調査が行われるような態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>特に、損害調査に際しては、関係当事者及び第三者の名誉、信用、プライバシー等の権利が不当に損なわれることのないような態勢が整備されているか。</u></p> <p>エ～カ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>III 組合の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 生協法等に係る事務処理</p> <p>III-2-7 支払余力比率の計算</p> <p><u>支払余力比率の事業報告書への記載は、共済契約者等への十分な周知期間並びに各都道府県及び各組合における健全性の基準への対応のために必要な準備期間を設ける観点から、終済動向等も見極めつつ、平成24年3月期末決算から義務付けることを基本としているが、当該比率の正確性等については、規則第166条の2及び第166条の3の規定に基づき、告示第4条の3から第4条の5までの規定の趣旨を十分に踏まえ、以下の点に留意して確認するものとし、問題がある場合にはその内容を通知し、注意を喚起するものとする。</u></p> <p>(1) <u>資産の流動化が行われた場合には、法形式上の譲渡に該当する場合であっても、リスクの移転が譲受者に完全に行われている等、実質的な譲渡が行われているか。</u></p> <p>(2) <u>告示第4条の3第3項第3号における「これらに準ずるものの額」とは、資本の部に計上される任意積立金のうちリスク対応財源以外のものの額を指すこととするが、これに該当しているか。</u></p> <p>(3) <u>告示第4条の5第6項第1号及び第2号における「意図的に取引を行っている」と認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引」について、適正な控除が行われているか。</u></p> <p>III-2-8 (略)</p>	<p>II-4 その他</p> <p>II-4-1 組合の共済事業に係る事務の外部委託</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 主な着眼点</p> <p>① 利用者保護の観点から以下の態勢整備（委託契約等において外部委託先に対して態勢整備を求めることを含む。）が図られているか。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ～オ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>III 組合の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-2 生協法等に係る事務処理</p> <p>(新設)</p> <p>III-2-7 (略)</p>

改正後	現行
<p>IV 共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p><u>共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止の審査に当たっては、効率化、明確化及び透明化の観点から、共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等を公表し、順次改訂のうえ現在に至っている。</u></p> <p><u>組合から生協法第26条の3第1項又は第40条第5項の規定に基づき、共済事業規約の設定又は変更若しくは廃止に係る認可申請が行われた場合の審査に当たっては、特に以下の点に留意することとする。</u></p> <p><u>なお、本件共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等については、より効率化、明確化及び透明化を図る観点から適時に改訂を行っていくこととする。</u></p> <p>(2) 保険法対応</p> <p><u>平成22年4月に施行される保険法においては、共済契約に関する法制について、共済契約締結に際しての告知、共済金給付の履行期等に関する共済契約者等の保護に資するための規定の整備等がなされているところである。</u></p> <p><u>当該保険法は、共済金給付の履行期等において共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が盛り込まれたこと及び保険法施行前に締結されている共済契約にも適用される規定があること等から、組合においては、「Ⅱ-2-8 仕組開発に係る内部管理態勢」の(5)⑩に示すとおり、保険法制定の趣旨を踏まえ、共済事業規約の規定内容等を検証した上で認可申請を行う必要がある。</u></p> <p><u>また、行政庁においても、組合から共済事業規約の認可申請が行われた場合には、保険法の規定に沿った共済事業規約かどうか、共済契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、共済契約者等の合理的期待に反する条項等がないか等の確認を行う必要がある。</u></p> <p>IV-1 審査要領</p> <p>IV-1-1 保障内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 支払事由が明確なものとなっているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 共済期間が、以下に掲げる期間であること。</p> <p><u>また、共済期間が1年を超える長期間の共済事業を実施する組合においては、共済期間中においても基礎率を見直すことを可能とする規定を設けたり、ALMを講じるなど、長期間の共済事業に対応する共済引受リスク及び資産運用リスクの管理態勢を整備すること。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ ①の才、カ及びクの共済事業にあつては10年以内(年をもって共済期間の単位とする。)、キの共済事業にあつては5年以内(年をもって共済期間の単位とする。)、クからサまでの共済事業にあつては1年</p> <p>③ 共済契約者等の範囲</p>	<p>IV 共済共済事業規約の認可に係る審査上の留意点等</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>IV-1 審査要領</p> <p>IV-1-1 保障内容</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 支払事由が明確なものとなっているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 共済期間が、以下に掲げる期間であること。</p> <p>(新設)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ ①の才及びカの共済事業にあつては10年以内(年をもって共済期間の単位とする。)、キからサまでの共済事業にあつては1年</p> <p>③ 共済契約者等の範囲</p>

改正後	現行
<p>・ 共済契約者及び被共済者は、組合員（生協法第12条第2項の規定により組合員とみなされる者を含む。）に限ること。 ただし、①のオからサまでの共済事業にあつては、<u>原則として、被共済者を共済契約者と同一の者とすること。</u></p> <p>IV-1-11 保険法対応</p> <p>(1) <u>保険法においては、共済契約者等を保護するために共済契約者等に不利な共済事業規約の内容を無効とする片面的強行規定が設けられており、当該規定を潜脱するような事業規約内容となっていないかどうかに留意して審査を行うこととする。</u> なお、その際、無効、解除、免責、失効等、共済金を支払わないこととなる事由については、保険法において任意規定とされている規定もあるが、当該規定に係る共済事業規約の内容によっては、片面的強行規定に抵触する場合（例えば、危険増加後に発生した共済金給付事由の全てを免責とする場合など）もあり得ることに留意する。</p> <p>(2) <u>共済事業規約の認可申請が行われた場合には、以下の点に留意して審査するものとする。</u> また、③については、解除権が濫用されることのないよう特に留意する。</p> <p>① <u>告知義務違反による解除</u> ア <u>告知制度が共済契約者等からの自発的申告義務から組合が告知を求めたものについての質問応答義務になったことを踏まえた共済事業規約の規定となっているか。</u> イ <u>組合の役職員又は共済代理店による告知妨害又は不告知教唆があった場合は、組合は共済契約を解除できないことを共済事業規約に明確に規定しているか。</u> ただし、当該規定については、組合の役職員又は共済代理店による告知妨害又は不告知教唆がなかったとしても共済契約者又は被共済者が告知事項について事実の告知をせず、又は不実の告知をしたと認められるときは適用されないことに留意する。</p> <p>② <u>共済金給付の履行期</u> ア <u>共済金給付の履行期については、損害調査手続等の共済金給付手続等に必要となる合理的な期間を踏まえて、一定の期限内に支払うとする基本的な履行期を共済事業規約に定めているか。</u> イ <u>また、基本的な履行期の例外とする期限を定めるときは、共済商品の類型ごとに共済金給付のために行う公的機関や医療機関等への確認等、必要となる確認事項が明確に定められているとともに、その期限が客観的にみて合理的な日数をもって定められているか。</u> なお、基本的な履行期の例外とする期限を適用する場合には、共済金を請求した者に対し、共済金給付のために行う確認事項及び必要となる日数を通知することとしているか。</p> <p>ウ <u>共済金給付事由が発生し、共済契約者等から通知を受けた場合には、「II-3-6-2 共済金等支払管理態勢」の(2)⑤を踏まえ、共済契約者等に対し、共済金等請求手続の明確な説明及び共済金等請求書類の迅速な交付が行われるような態</u></p>	<p>・ 共済契約者及び被共済者は、組合員（生協法第12条第2項の規定により組合員とみなされる者を含む。）に限ること。 ただし、①のオからサまでの共済事業にあつては、被共済者を共済契約者と同一の者とすること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>勢が整備されているか。</p> <p>③ <u>重大事由による解除</u> <u>重大事由による解除の規定においては、解除権が濫用されることのないよう、共済契約者等の故意による共済金給付事由の発生（保険法第30条第1号、第57条第1号及び第86条第1号）及び共済金受取人等の共済金給付請求の詐欺（同法第30条第2号、第57条第2号及び第86条第2号）以外の事項を定めようとする場合は、当該内容に比肩するような重大な事由であることが明確にされているか。</u></p>	

10 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案の概要について

平成22年2月17日
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令案について

I 会計関係

1. 決算関係書類関係

【1】改正の趣旨

- 平成19年の消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）の改正に伴う消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「規則」という。）における会計関係の規定の整備は、生協の会計は原則として企業会計の基準に準拠するという考え方にに基づき、会社計算規則等に倣って行われた。
- 今般、企業会計基準委員会における新たな会計基準の策定等により、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日法務省令第7号）及び「会社計算規則の一部を改正する省令」（平成21年4月20日法務省令第22号）が制定されたことに伴い、規則の改正を行うものとする。

【2】改正の概要

（1）資産除去債務（規則第82条2項1号ヲ及び同項第2号ホの新設）

企業会計基準委員会において「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月31日企業会計基準第18号）が策定され、資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生した場合に負債として計上することとされ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

（2）たな卸資産及び工事損失引当金の表示（規則第84条の2の新設）

企業会計基準委員会において「工事契約に関する会計基準」（平成19年12月27日企業会計基準第15号）が策定され、同一の工事契約に関するたな卸資産と工事損失引当

金がともに計上されている場合には、貸借対照表上相殺して表示することが認められ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(3) 損益計算書の特別利益における負ののれん発生益の区分（規則第94条第7項の改正）

企業会計基準委員会において「企業結合に関する会計基準」が改正され（平成20年12月26日改正。企業会計基準第21号）、負ののれんは原則として特別利益に表示することとされ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(4) 連結損益計算書の少数株主損益調整前当期剰余金の表示（規則第99条第1項第3号の新設）

企業会計基準委員会において「連結財務諸表に関する会計基準」（平成20年12月26日企業会計基準第22号）が策定され、連結損益計算書に少数株主損益調整前当期純利益を表示することとされ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(5) 金融商品に関する注記（規則第109条第1項第8号及び第118条の2の新設）

企業会計基準委員会において「金融商品に関する会計基準」が改正され（平成20年3月10日改正。企業会計基準第10号）、注記の対象を有価証券及びデリバティブ取引から金融商品全般へ拡大する等の開示の充実が図られ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(6) 持分法損益等に関する注記（規則第109条第1項第9号及び第118条の3の新設）

会社計算規則が改正され、持分法損益等に関する注記については、関連会社がある場合には関連会社に対する投資の金額及び当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額等を注記する等の規定が新設された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(7) 継続組合の前提に関する注記（規則第111条の改正）

会社計算規則が改正され、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象等があり、当該事象等を解消又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に重要な不確実性が認められるときに注記を行うこととされた。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(8) 開示対象特別目的会社の概要等の注記（規則第113条第1項第1号ホの新設）

企業会計基準委員会において「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（平成19年3月29日企業会計基準適用指針第15号）が策定され、連結財務諸表の注記事項として開示対象特別目的会社の概要等が定められ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

- (9) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項（規則第113条第1項第4号の削除）
企業会計基準委員会において「連結財務諸表に関する会計基準」（平成20年12月26日企業会計基準第22号）が策定され、連結貸借対照表の作成にあたって子会社の資産及び負債を全面時価評価法により評価することとされ、会社計算規則が改正された。これに伴い、規則において同様の改正を行う。

(10) その他形式的整備や表現ぶりの整理

2. 事業報告書関係

○ 改正の概要

- ・ 役員の兼職状況の開示（規則第125条第3号ハ及び第129条第2号の改正）並びに役員及び会計監査人の解任及び辞任に関する開示（規則第125条第3号ニ及び第126条第5号の改正）

事業報告書に係る規則の規定については、平成19年の法改正の際に、会社法施行規則等に倣って整備を行っている。今般、「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成21年3月27日法務省令第7号）により、役員の兼職状況の開示並びに役員及び会計監査人の解任及び辞任に関する開示に係る会社法施行規則の規定が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととする。

3. 公衆縦覧関係

○ 改正の概要

- ・ 継続組合の前提に関する事項の公衆縦覧（規則第209条第1項第7号の新設）

規則第111条に合わせて、公衆の縦覧に供する業務及び財産の状況に関する説明書類の記載事項として、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象等を追加する。

4. 連結関係書類の行政庁への提出

○ 改正の概要

- ・ 連結関係書類の行政庁への提出（規則第248条第2項の新設）

平成19年の生協法改正の際の附則第14条により、法第92条の2第2項（連結関係書類

の行政庁への提出)の規定が平成21年4月1日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終結の時から適用されることに伴い、法第92条の2第2項において省令に委任されている事項を規定する。

Ⅱ 特定共済契約関係

【1】改正の趣旨

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年法律第58号。以下「改正法」という。）により、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）における金融商品取引契約に係る特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）の移行手続について、
 - ① プロからアマへの移行の効果（改正前は1年）を、利用者の申出があるまで有効にする
 - ② アマからプロへの移行の効果は、引き続き1年とするが、それ以前でも申出によりアマに復帰することを可能とする等の見直しが行われた。

- 法第12条の3第2項においては、共済事業を行う組合の特定共済契約について金商法の規定を準用しており、規則は法の委任を受けてその詳細を規定していることから、以下の内容について改正を行う。なお、金融商品取引業等に関する内閣府令、農業協同組合法施行規則、中小企業等協同組合法施行規則においても同様の改正を行っている。

【2】改正の概要

（1）プロからアマへの移行手続関係

① プロからアマへの移行の効果の期限日に関する規定の削除（第27条、第28条）

改正法では、プロからアマへの移行の効果について、改正前の規定では期限日まで有効（現行は1年間）とされているところ、改正後の規定では利用者の申出があるまで有効にすることとされ（法第12条の3において準用する金商法（以下「準用金商法」という。）第34条の2）、これに伴い、金商法の規定から期限日に係るものが削除された。

これを受けて、規則においても、期限日に係る規定を削除する。

② プロへの復帰申出をした利用者が同意を行う書面の記載事項（第30条の2）

準用金商法第34条の2第11項の委任を受けて、プロへの復帰申出をした利用者が同意を行う書面の記載事項について規定する。

③ 情報通信の技術を利用した同意の取得（第30条の3）

改正法では、プロへの復帰申出の手続が新設され（準用金商法第34条の2第10項）、この申出を組合が承諾する場合には、その申出を承諾する日その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面により、その申出をした利用者の同意を得なければならないこととされた（同法第34条の2第11項）。

また、書面による同意の取得に代えて、情報通信の技術であって厚生労働省令で定めるものを利用して同意を取得することができることとされたことから（同法第34条の2第12項）、この場合における情報通信の技術を利用して同意を取得する方法を規定する。

(2) アマからプロへの移行手続関係

① アマからプロへの移行申出をした利用者が同意を行う書面の記載事項（第32条、第37条）

改正法では、アマへの復帰申出の手続が新設された（準用金商法第34条の3第10項、第34条の4第6項）。

これに伴い、アマからプロへの移行申出を承諾する場合において、申出をした利用者の同意を得るための書面の記載事項（準用金商法第34条の3第11項、第34条の4第6項）として、アマからプロに移行した後にいつでもアマに復帰できる旨の記載事項を追加する。

② アマからプロになった利用者が更新申出するために必要な期間（第33条、第37条の2）

アマからプロに移行した利用者が、引き続きプロとして取り扱う旨の更新申出をする場合には、承諾日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過する日以後にしなければならないとされたところ（準用金商法第34条の3第7項、第34条の4第6項）、承諾日から起算した期間を規定する。

③ アマへの復帰申出をした利用者に交付する書面の記載事項（第33条の2、第37条の3）

アマへの復帰申出をした利用者から同意を取得するための書面の記載事項（準用金商法第34条の3第11項、第34条の4第6項）について規定する。

④ 情報通信の技術を利用した提供（第29条）

改正法では、アマへの復帰申出の手続が新設され（準用金商法第34条の3第9項、第34条の4第6項）、この申出を組合が承諾する場合には、その申出を承諾する日その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならないこととされた（同法第34条の3第11項、第34条の4第6項）。

また、書面の交付に代えて、情報通信の技術であって厚生労働省令で定めるものを利用して利用者に提供することができることとされたことから（同法第34条の3第12項、第34条の4第6項）、この場合における情報通信の技術を利用して提供する方法を規定する。

(3) その他項が移動したこと等に対応するため所要の改正を行う。

Ⅲ 施行日等

(施行日)

この省令は、平成22年4月1日から施行する。

(決算関係書類及び連結決算関係書類に関する経過措置)

- 資産除去債務、たな卸資産及び工事損失引当金の表示、連結損益計算書の「少数株主損益調整前当期剰余金」の表示及び金融商品に関する注記

施行日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、適用しない。ただし、施行日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

- 持分法損益等に関する注記、開示対象特別目的会社の概要等の注記及び継続組合の前提に関する注記

平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る決算関係書類及び連結決算関係書類については、適用しない。

- 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

平成23年4月1日前に開始する事業年度に係る連結決算関係書類のうち、連結決算関係書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記については、連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項を含むものとする。

(事業報告書等に関する経過措置)

- 役員の兼職状況等の開示並びに役員、会計監査人の解任及び辞任に関する開示

平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書については、適用しない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等に関する経過措置)

- 継続組合の前提に関する開示

平成21年4月1日前に開始する事業年度に係る業務及び財産の状況に関する説明書類については、適用しない。